

第4回三島市、裾野市及び長泉町消防広域化推進協議会の協議結果について

開催日 平成27年9月17日

開催場所 裾野市消防本部

協議事項

協議第3号	消防本部の名称について
結果	継続協議とする。
協議第4号	組合の名称について
結果	継続協議とする。
協議第24号	広域化当初の消防署の組織について
結果	消防署は3署5分遣所とし、三島消防署、裾野消防署、長泉消防署とする。 また、三島消防署に北分遣所、錦田分遣所、中郷分遣所を置き、裾野消防署に須山分遣所、茶畑分遣所を置く。 裾野消防署及び長泉消防署には消防室を設ける。
協議第25号	車両更新計画について
結果	消防車両の更新基準年数は、消防車両15年、救急車10年（15万キロを超える場合には車両状態を考慮する。）、はしご車20年とする。
協議第26号	財政計画について
結果	継続協議とする。
協議第27号	消防施設計画について
結果	継続協議とする。
協議第28号	消防指令センター運営費負担割合について
結果	広域化後の消防指令センター経費負担は、協議第14号と同様とする。
協議第29号	組合の副管理者について
結果	組合の副管理者は、裾野市長、長泉町長とする。 ただし、広域化後の1年間は三島市の副市長を含む3人体制とする
協議第30号	議会の構成について
結果	組合議会の議員定数は10人とする。 議員の構成は、三島市より5人、裾野市より3人、長泉町より2人を選出し、その選出方法は各市町議会議員から選出する。

協議第 31 号	防災行政無線（同報系）について
結果	各市町の防災行政無線の利用について、広域消防では消防業務に関する放送を担当することを基本とする。
協議第 32 号	職員の任用制度について
結果	2 市 1 町の消防職員は、構成市町を退職した上で広域消防組織が採用する。ただし、広域消防組織が静岡県市町総合事務組合に加入するまでの間は、構成市町からの派遣とする。 2 市 1 町の消防職員の身分を広域消防組織にすべて引き継ぐこととする。
協議第 33 号	新規採用職員について
結果	一部事務組合で採用する。 （平成 28 年度新規採用職員は、構成市町での採用となる。）
協議第 34 号	分限・懲戒について
結果	国の指針に基づき整備する。 審査委員会等は、新たな規程等を設け、管理職の中から選任する。
協議第 35 号	給料表について
結果	三島市の給料表に準じ、8 級制を採用する。
協議第 36 号	退職手当の取扱いについて
結果	静岡県市町総合事務組合に加入する。 ただし、加入時期は、平成 29 年 4 月 1 日とする。
協議第 37 号	予算執行と事務取扱について
結果	平成 28 年度予算は、各市町の予算編成方針に則り編成する。 平成 29 年度以降の予算は、消防本部が予算編成方針を作成し、管理者の承認を受ける。
協議第 38 号	勤務制度について
結果	広域化当初における消防署の交代勤務体制は、現状のままとする。
協議第 39 号	職員共済について
結果	静岡県市町村職員共済組合に加入する。ただし、加入の時期は平成 29 年 4 月 1 日とする。
協議第 40 号	出動計画について
結果	災害種別及び高速道路等発災場所毎の出動車両計画を定めるものとする。